

青森県報

号外第二号

令和七年一月十四日

令和七年
一月十四日
(火曜日)

一大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデー青森虹ヶ丘店
青森市虹ヶ丘二丁目一の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳二
令和 六 五 七	令和 五 七

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳二
令和 六 五 七	令和 五 七

四 届出年月日

令和六年十一月二十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

2 期間

令和七年一月十四日から同年五月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規
模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。
ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の変更の届出

公 告

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができます。

株式会社サンデー 代表取締役 川村暢朗	八戸市根城六丁目二二の一〇
株式会社サンデー 代表取締役 大南淳二	八戸市根城六丁目二二の一〇
令和 五・七	年月 更 日

1 提出期限
令和七年五月十四日

2 提出先
青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

青森県知事 宮下宗一郎

一大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー弘前石渡店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

弘前市大字石渡四丁目五の一外

変更前

変更後

年月
更
日

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年一月十四日

大規模小売店舗の変更の届出

四 届出年月日	令和六年十一月二十五日
五 届出書の縦覧	青森県経済産業部地域企業支援課及び弘前市役所
1 場所	青森県経済産業部地域企業支援課及び弘前市役所
2 期間	令和七年一月十四日から同年五月十四日まで
3 時間	午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができます。

る。

1 提出期限
令和七年五月十四日

2 提出先
青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

変更前	変更後	年月日 更 日
株式会社サンデー 代表取締役 川村暢朗	株式会社サンデー 代表取締役 大南淳二	令和 五・七
八戸市根城六丁目二二の一〇	八戸市根城六丁目二二の一〇	年月 更 日

一大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー弘前石渡店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

弘前市大字石渡四丁目五の一外

変更前

変更後

年月
更
日

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年一月十四日

青森県知事 宮下宗一郎

- 一大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデー八戸根城店

八戸市根城六丁目二二の一〇外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンデー八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	株式会社サンデー八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳一
令和六年十一月二十五日	令和六年十一月二十五日
六・五・七	六・五・七

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンデー八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	株式会社サンデー八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳一
令和六年十一月二十五日	令和六年十一月二十五日
六・五・七	六・五・七

- 四 届出年月日
令和六年十一月二十五日
- 五 届出書の縦覧
1 場所
青森県経済産業部地域企業支援課及び八戸市庁
- 2 期間
令和七年一月十四日から同年五月十四日まで
- 3 時間

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限
令和七年五月十四日

2 提出先
青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年一月十四日

青森県知事 宮下宗一郎

- 一大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデー八戸新井田店
八戸市大字新井田字寺沢一九の二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名		株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳二
四 届出年月日	変 更 前	変 更 後	変 更 後
令和六年十一月二十五日	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳二	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳二	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳二
五 届出書の縦覧	令和 年月日 六・五・七	令和 年月日 六・五・七	令和 年月日 六・五・七
一 場所	青森県経済産業部地域企業支援課及び八戸市府 期間	青森県経済産業部地域企業支援課及び八戸市府 期間	青森県経済産業部地域企業支援課及び八戸市府 期間
二 時間	令和七年一月十四日から同年五月十四日まで	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午前八時三十分から午後五時十五分まで
三 意見書の提出	ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。	ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。	ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。
四 提出期限	令和七年五月十四日	令和七年五月十四日	令和七年五月十四日
五 記載事項	青森県経済産業部地域企業支援課	青森県経済産業部地域企業支援課	青森県経済産業部地域企業支援課
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称	(三) 意見及びその理由	

一大規模小売店舗の名称及び所在地		一大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規 模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三 項の規定により次のとおり公告する。
二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名		青森県知事 宮 下 宗 一郎
三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名		青森県知事 宮 下 宗 一郎
四 届出年月日	変 更 前	変 更 後
令和六年十一月二十五日	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳二
五 届出書の縦覧	令和 年月日 六・五・七	令和 年月日 六・五・七
一 場所	青森県経済産業部地域企業支援課	青森県経済産業部地域企業支援課
二 時間	令和七年一月十四日から同年五月十四日まで	午前八時三十分から午後五時十五分まで
三 意見書の提出	ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。	ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。
四 提出期限	令和七年五月十四日	令和七年五月十四日
五 記載事項	青森県経済産業部地域企業支援課	青森県経済産業部地域企業支援課
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称	(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

変更前

変更後

変更
年月日

1 提出期限

青森県知事 宮下宗一郎

一大規模小売店舗の名称及び所在地

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年一月十四日

る。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができます

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができます

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

2 期間
令和七年一月十四日から同年五月十四日まで
3 時間

外八戸市(仮称)サンデー八戸尻内店	外八戸市(仮称)サンデー八戸尻内店	令和五・二・元
-------------------	-------------------	---------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	変更前	変更後	年月日
株式会社サンデー八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	株式会社サンデー八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳二	株式会社サンデー八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳二	令和五・二・七
令和五・二・七	年月日	年月日	年月日

四 届出年月日	変更前	変更後	年月日
令和六年十一月二十五日	株式会社サンデー八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	株式会社サンデー八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳二	令和五・二・七
令和五・二・七	年月日	年月日	年月日

五 届出書の縦覧	変更前	変更後	年月日
令和六年十一月二十五日	株式会社サンデー八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	株式会社サンデー八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳二	令和五・二・七

一 場所	変更前	変更後	年月日
青森県経済産業部地域企業支援課及び八戸市庁	青森県経済産業部地域企業支援課及び八戸市庁	青森県経済産業部地域企業支援課及び八戸市庁	令和五・二・七

二 期間	変更前	変更後	年月日
令和七年一月十四日から同年五月十四日まで	令和七年一月十四日から同年五月十四日まで	令和七年一月十四日から同年五月十四日まで	令和五・二・七

三 時間	変更前	変更後	年月日
午前八時三十分から午後五時十五分まで	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午前八時三十分から午後五時十五分まで	令和五・二・七

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 (三) 意見及びその理由

5 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

6 提出期限

令和七年五月十四日

令和七年五月十四日

提出先

青森県経済産業部地域企業支援課
記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年一月十四日

青森県知事 宮下宗一郎

一大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
サンデー八戸石堂店 八戸市長苗代二丁目二の一三外	Day PRO八戸石堂店 八戸市長苗代二丁目二の一三外
令和四・七・四	年月日更

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳二
令和六年六・五・七	年月日更

三大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳二
令和六・五・七	年月日更

四 届出年月日

令和六年十一月二十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び八戸市庁

2 期間

令和七年一月十四日から同年五月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができます。

る。

1 提出期限

令和七年五月十四日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年一月十四日

青森県知事 宮下宗一郎

一大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー弘前店

弘前市大字八幡町三丁目一の五外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳一
令和 六・五・七	令和 年月日 六・五・七
年月日 六・五・七	年月日 年月日 六・五・七

三大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳一
令和 六・五・七	令和 年月日 六・五・七

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年一月十四日

青森県知事 宮下宗一郎

一大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー青森店

青森市三好二丁目二の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 場所	令和六年十一月二十五日
2 期間	令和七年一月十四日から同年五月十四日まで
3 時間	

六 意見書の提出

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができます。

1 提出期限

令和七年五月十四日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

株式会社サンデー
八戸市根城六丁目二二の一〇
代表取締役 川村暢朗

株式会社サンデー
八戸市根城六丁目二二の一〇
代表取締役 大南淳一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇	前 更 変
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇	後 更 変
令和 年月日 六・五・七	更 變 年

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

大規模小売店舗の変更の届出

意見書は、日本語により記載すること。

五 届出書の縦覧
令和六年十一月二十五日

1 場所

2 青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

期間

令和七年一月十四日から同年五月十四日まで

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ
る。

提出期限
令和七年五月十四日
提出先

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
三) 意見及びその理由

四 届 出 年 月 日	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	変 更 前
	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳二	変 更 後
	令和 六 五 一七	年 月 日 更

青森県知事
一 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデー浪岡店
青森市浪岡大字女鹿沢字稻本八一外
二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏

青森県知事 宮下宗一郎

青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

2 期間

令和七年一月十四日から同年五月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年五月十四日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年一月十四日

青森県知事 宮下宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームマート南郷店
八戸市南郷大字市野沢字中市野沢八の四

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳二	令和 五・二七
変更前	変更後	年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳二	令和 五・二七

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳二	令和 五・二七
変更前	変更後	年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳二	令和 五・二七

四 届出年月日

令和六年十一月二十六日

五 届出書の縦覧

1 場所 青森県経済産業部地域企業支援課及び八戸市庁

2 期間

令和七年一月十四日から同年五月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

令和七年一月十四日

1 提出期限
令和七年五月十四日
2 提出先
青森県経済産業部地域企業支援課
3 記載事項

1 場所	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	変更前	変更後	年月日 令和 六・五・七
四 届出年月日	令和六年十一月二十六日			
五 届出書の縦覧				

一大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 葛巻盛和

三沢市南町一丁目三一の三八五五

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社三吉

サンデー三沢店

一大規模小売店舗の名称及び所在地

青森県知事 宮下宗一郎

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

令和七年一月十四日

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

意見書は、日本語により記載すること。

- 2 期間 青森県経済産業部地域企業支援課及び三沢市役所
令和七年一月十四日から同年五月十四日まで
- 3 時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

6 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができます。

1 提出期限 令和七年五月十四日

2 提出先 青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項 (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語 意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年一月十四日

青森県知事 宮下宗一郎

一大規模小売店舗の名称及び所在地
サンロード青森

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 1 協同組合サンロード青森
 青森市緑三丁目九の二
 代表理事 相馬敏行
 ニュータウン商事株式会社
 青森市緑三丁目九の二
 代表取締役 相馬敏行
- 三 市町村の意見の概要
 これまでどおり、廃棄物の保管及び処理を行う場合には、廃棄物処理法に従い適正に行うこと。
- 四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要
 意見書の提出なし
- 五 意見書の縦覧
 1 場所
 青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所
 2 期間
 令和七年一月十四日から同年二月十四日まで
- 3 時間
 午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 4 考察
 ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 5 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。
- 6 令和七年一月十四日

青森県知事 宮下宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 青森駅ビル
 青森市柳川一丁目二の三
 東日本旅客鉄道株式会社
 東京都渋谷区代々木二丁目二の二
 代表取締役 喜勢陽一
- 二 市町村の意見の概要
 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、それに係る関係省令及び青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。
- 2 青森市事業系一般廃棄物の減量化等に係る指示に関する要綱の規定により、事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、減量化及び資源化に努めること。
 3 青森市清掃工場では「リサイクルできる古紙類の搬入制限」を行っているため、段ボールや新聞だけでなく、雑がみ（空き箱、カタログ、コピー用紙など）の分別を行うなど、古紙類のリサイクルを行うこと。ただし、防水加工紙、感熱紙など、リサイクルできない紙類もあるため、古紙のリサイクルを行う業者と確認すること。
- 4 廃棄物の保管については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める保管基準を遵守すること。
- 5 産業廃棄物と一般廃棄物が混在しないようには保管場所を確保するほか、従業員への指導や掲示物など、保管場所が適正に使用されること。
- 6 廃棄物の処理を委託する際には、廃棄物の種類により、それぞれ産業廃棄物処理業の許可を有する者（収集運搬、処分）、一般廃棄物収集運搬業の許可を有する者（収集運搬、処分）に委託する等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める委託基準を遵守し適正に処理を行うこと。
- 7 廃棄物の種別について「金属製廃棄物等」、「ガラス製廃棄物等」及び「プラスチック製廃棄物等」、「廃油」などは、あらゆる事業活動に伴うものが産業廃棄物に該当するなど、その性状及び事業活動によつて、産業廃棄物若しくは一般廃棄物に該当するかが異なるため留意すること。
- 8 これまでどおり、廃棄物の保管及び処理を行う場合には、廃棄物処理法に従い適正に行うこと。
- 四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべ

き事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五
意見書の綱覧

- 1 場所 青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所
- 2 期間 令和七年一月十四日から同年二月十四日まで
- 3 時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

(発行所・発行人)
青森市長・島一丁目一番一
森号

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

定価小口一枚三付十八円九十九銭
毎週月・水・金曜日発行